

株式会社地域経済活性化支援機構法第 34 条に基づく公表について

令和 7 年 6 月 26 日
地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構法第 34 条に基づき、地域経済活性化支援機構が令和 7 年 1 月 1 日から同 3 月 31 日までの期間において行った再生支援決定その他の決定事項等について、以下のとおり公表します。

【事業再生支援業務】

1. 再生支援決定を行った件数
1 件
2. 再生支援決定に係る買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
3. 再生支援決定を撤回した件数
該当なし
4. 買取決定を行った再生支援対象事業者の概要並びに買取りに係る債権の元本総額及び信託の引受けに係る貸付債権の元本総額
 - (1) 概要
近畿地方の繊維工業事業者
 - (2) 買取りに係る債権の元本総額
17,121 百万円 (決定ベース)
 - (3) 信託の引受けに係る貸付債権の元本総額
該当なし
5. 出資決定を行った再生支援対象事業者の概要及び出資総額 (債務の株式化等による場合にあつては、現物出資された債権の元本総額)
 - (1) 再生支援対象事業者の概要
近畿地方の繊維工業事業者
 - (2) 出資総額
20,001 百万円 (決定ベース)

6. 再生支援対象事業者に係る債権の処分の類型ごとの件数、株式又は持分の処分の類型ごとの件数 等

(1) 債権の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの件数

債務の免除：0件、債権の譲渡：0件、その他：0件

(2) 株式又は持分の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの件数

譲渡：0件、消却：0件、その他：0件

(3) 処分時における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本総額

該当なし

(4) 処分後における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本総額

該当なし

7. 全ての業務を完了した再生支援対象事業者

(1) 概要

該当なし

(2) 買取決定に係る債権の買取価格の総額

該当なし

【特定支援業務】

8. 特定支援決定を行った件数

2件

9. 特定支援決定に係る買取申込み等期間の延長を行った件数

該当なし

10. 特定支援決定を撤回した件数

該当なし

11. 特定支援決定に係る買取決定を行った特定支援対象事業者

(1) 業種

① 九州地方の食料品製造事業者

② 東北地方の各種商品卸売事業者

(2) 買取りに係る債権の元本総額

202 百万円（決定ベース）

1 2. 特定支援対象事業者に係る債権の処分

(1) 債権の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型）ごとの件数

債務の免除：3件、債権の譲渡：0件、その他：2件（実行ベース）

(2) 債権の処分時における当該債権の元本総額

686百万円（実行ベース）

(3) 債権の処分後における当該債権の元本総額

21百万円（実行ベース）

1 3. 全ての業務を完了した特定支援対象事業者

(1) 業種

- ① 近畿地方の各種商品小売事業者
- ② 近畿地方の織物・衣服・身の回り品小売事業者
- ③ 九州地方の自動車小売事業者

(2) 買取決定に係る債権買取価格の総額

92百万円（実行ベース）

【特定専門家派遣業務】

1 4. 特定専門家派遣決定を行った件数

3件

【特定組合出資業務】

1 5. 特定組合出資決定を行った対象特定組合の概要及び特定組合出資の額

(1) 対象特定組合の概要

該当なし

(2) 特定組合出資の額

該当なし

【特定経営管理業務】

1 6. 特定経営管理に係る株式会社の事業の概況

会社名	REVICキャピタル株式会社	RFIアドバイザーズ株式会社	株式会社観光産業化投資基盤	地域ヘルスケア産業活性化基盤株式会社
設立	平成25年6月28日 〔 特定経営管理決定: 平成25年6月20日 〕	平成31年1月15日 〔 特定経営管理決定: 平成30年12月21日 〕	平成31年1月24日 〔 特定経営管理決定: 平成31年1月18日 〕	令和5年12月25日 〔 特定経営管理決定: 令和5年12月7日 〕
所在地	東京都千代田区	東京都千代田区	東京都千代田区	東京都千代田区
資本金	100百万円	25百万円	26.5百万円	100百万円
業務内容	地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員に係る業務及びこの業務に附帯する業務等	地域産業の高度化・活性化や雇用機会増大の実現の為の資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員に係る業務及びこの業務に附帯する業務等	観光遺産活用による地域経済活性化のモデルケース創出に資する事業者等に資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員に係る業務及びこの業務に附帯する業務等	ヘルスケア産業活性化の実現の為の資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員に係る業務及びこの業務に附帯する業務等
令和6年度 第4四半期 活動状況	投融資 実行 (※)	該当なし	該当なし	該当なし
	その他			

(※) 設立したファンドにおける投融資実行額には、追加投資を含む。

(注) 記載の金額は、表示単位未満を四捨五入しています。

以上

令和6年度第4四半期(令和7年1月1日～令和7年3月31日)におけるトピックス

令和7年6月26日

株式会社地域経済活性化支援機構

地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、株式会社地域経済活性化支援機構法に基づき、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業等の事業再生の支援と地域経済の活性化に資する事業活動の支援に係る取組みを進めています。令和6年度第4四半期での機構の業務実績及び活動状況について報告します。

1. 【特定経営管理業務】

令和6年度第4四半期は、投融資1件の新規実行を行いました。

・投融資実行の内訳

○株式会社観光産業化投資基盤設立ファンドによる投融資（1件）

株式会社梅小路ハイライン（京都府京都市）

2. 【事業再生支援業務】

令和6年度第4四半期は、再生支援決定1件を行いました。

・支援決定の内訳

株式会社皆生グランドホテル（鳥取県米子市）

3. 【特定専門家派遣業務】

令和6年度第4四半期は、特定専門家派遣決定3件（非公表）を行いました。

〈参考〉機構による人材育成等の状況（平成21年10月16日～令和7年3月31日時点）

人材育成	金融機関等からの出向者累計人数	188人
	短期トレーニー累計人数※1	199人
人材派遣	投資先・支援先等への累計派遣人数（下記を除く）	1,043人
	金融機関等への累計派遣人数（事業性評価に係るものに限る）※2	1,733人
人材還流	専門家の累計退職者数	294人

※1. 令和4年3月31日業務終了

※2. 令和4年3月31日業務終了（なお、人数は派遣契約に基づき人日ベース）

4. 【その他 主な活動について】

(1) 被災事業者に対する支援

○財務基盤強化

令和6年11月に閣議決定された政府の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、機構について、次なる大規模災害に備えて財務基盤を強化する旨が盛り込まれました。その後成立した令和6年度補正予算においては機構の財務基盤強化のため31億円が計上さ

れ、これを受けて機構は令和7年1月に募集株式 62,000 株（1株につき5万円、総額 31 億円）を発行しました。増資により、機構の資本金は 162 億 380 万円になりました。

○株式会社地域経済活性化支援機構法の改正

令和7年6月に株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（令和7年法律第58号）が成立し、公布されました。同法は、次なる大規模災害も見据え、機構による被災事業者に対する支援に万全を期するため、機構の目的として「大規模な災害を受けた地域の経済の再建」を明確に位置付けるとともに、機構の業務の期限を15年間延長する等の措置を講ずるものです。

自然災害が頻発する中、これまでの災害から得られた教訓を踏まえて次なる大規模災害への備えを強化していくことが重要であり、機構は上記措置も踏まえ、令和6年能登半島地震の被災事業者を含めた被災事業者に対する支援に確実に取り組んでまいります。

（2）地域企業経営人材確保支援事業（REVICareer）

○令和6年度の実績

機構では、地域へ新しい人の流れを創出するため、経営人材を求める地域の中堅・中小企業の求人票と地域活性化に意欲のある大企業人材が登録されている人材プラットフォーム「REVICareer（レビキャリア）」の管理・運営を行い、地域金融機関による人材マッチングの促進を支援しています。令和6年度は、積極的な周知広報の実施及び地域金融機関との連携強化等により、同7年3月末時点のREVICareerの累計登録者数は4,000人を超え、累計マッチング件数は178件となりました。マッチング件数については、単年度で見ても年間100件超となり、前年度からの更なる急成長を実現できました。

引き続き、データベースの「量」と「質」をさらに充実させ、本事業の本格的な成長を実現するとともに、地域金融機関によるREVICareer活用の全国的な普及を目指して取り組んでまいります。

○地域企業経営人材マッチング促進事業の制度変更

令和7年度における給付金制度の変更点を、令和7年2月28日及び3月18日に公表しました。変更点のポイントは以下のとおりです。

<転籍型>

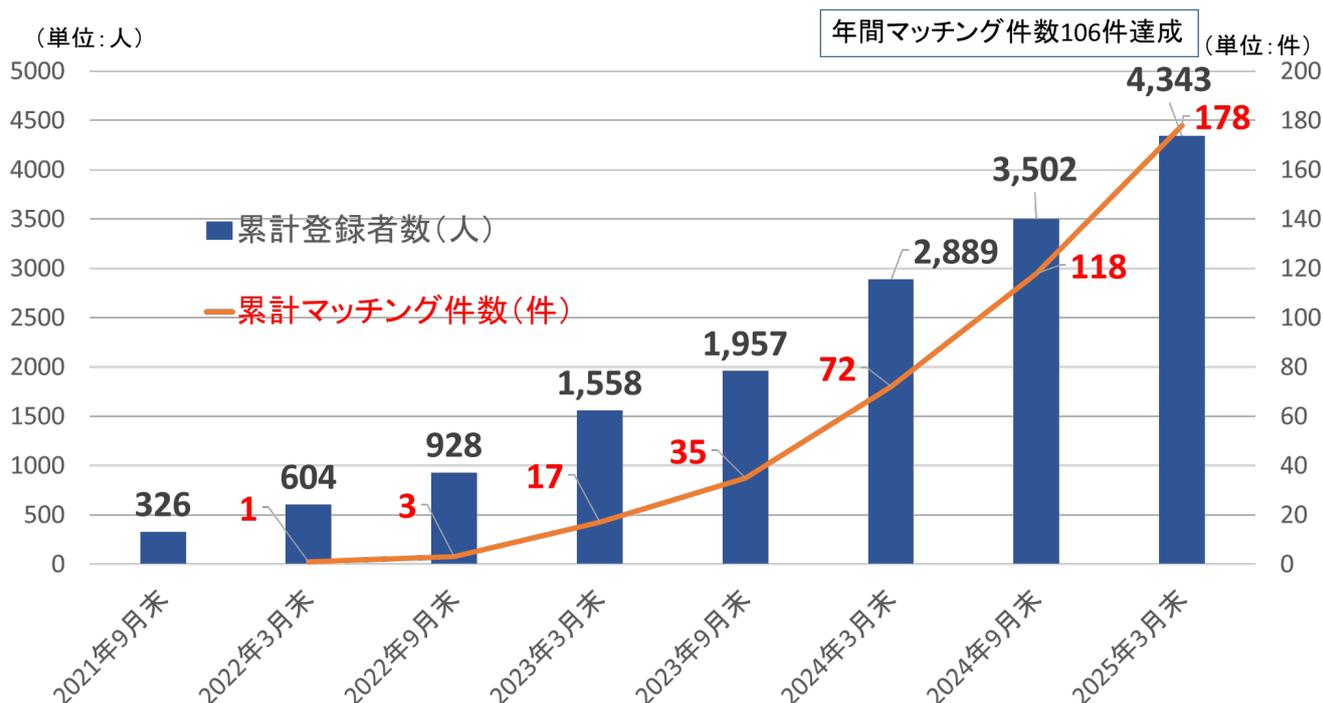
- ① 給付金上限額を現行の500万円から450万円に引き下げ
- ② 転籍型における採用過程で、給付対象企業側が給付対象登録者に対し、「経営理念」「経営戦略」「労働環境」「経営人材の活用ビジョン」「企業情報の発信」の説明を行うこと
- ③ 人材仲介を行う地域金融機関等は、給付対象企業の上記説明内容に対する給付対象登録者の所感をヒアリングすること
- ④ 実績報告時において、地域金融機関等は給付対象登録者に対するアンケート作成の協力依頼（任意）を行うこと
- ⑤ 一部地域（28県）で採用される60歳以上の人材に限り、年収要件を500万円以上から450万円以上に引下げ

※詳細は、【地域企業経営人材マッチング促進事業特設サイト】の「給付金について」
 (<https://revicareer.jp/employ/subsidy/>)、「お知らせ・ニュース・イベント」
 (https://revicareer.jp/information/category/cat_info/) をご参照ください。

【参考 1】年度末における REVICareer 実績（累計）の概要

	令和 6 年度末 (令和 7 年 3 月末)	令和 5 年度末 (令和 6 年 3 月末)
登録者数	4,343 人	2,889 人
登録地域金融機関数	156 機関	128 機関
登録求人票数	3,449 件	1,874 件
マッチング件数	178 件	72 件

【参考 2】REVICareer 登録者及びマッチング件数の推移



- (注) 1. 支援先の社名は、原則として支援決定時点での社名で表示しています。
2. 【特定専門家派遣業務】とは、「地域経済活性化や事業再生の担い手である金融機関等やその支援・投資先である事業者に対し、専門的なノウハウを持った人材を機構から派遣する業務」をいいます。
3. 【特定経営管理業務】とは、「事業再生ファンド及び地域活性化ファンドの設立・運営業務」をいいます。